

算定基礎届の手続きについて

算定基礎届とは	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資格取得時に決定した標準報酬月額と実際の報酬に差異が生じないように、毎年定期に実際の報酬をもとに標準報酬月額を見直す。 ■ 毎年6月中旬以降順次、日本年金機構から書類が送付される。 ■ 4・5・6月に支払われた報酬と支払基礎日数を届出する。 ■ 届出した4・5・6月の報酬の平均によって、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額が決定される。 ■ 提出締切りは7月10日。
提出が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5月31日以前に資格取得した人 ■ 7月1日以降に退職する人 ■ 欠勤または休職中（育児・介護休業含む）の人
提出が不要な人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 6月1日以降に資格取得した人 ■ 7月改定の月額変更届を提出する者 ■ 8月・9月に月額変更届の提出が予定されている旨の申出をした者 ※月額変更届には、育児休業等終了・産前産後休業終了によるものを含む。
報酬となるもの	基本給、諸手当（残業代、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、勤務地手当、宿日直手当、勤務手当、能率手当、精勤手当等）、年4回以上支給の賞与等
報酬とならないもの	年3回以下支給の賞与（標準賞与額の対象となる）、大入り袋、見舞金、解雇予告手当、退職金、出張旅費、交際費、慶弔費等
支払月と支払基礎日数	<p>その月の報酬は「その月に実際に支払われた報酬」となり、支払基礎日数は「その報酬の計算の基礎となった日数」となる。</p> <p>例：前月分の報酬を当月に支給する場合 4月の支払基礎日数は31日、5月の支払基礎日数は30日、 6月の支払基礎日数は31日</p> <p>※日数が17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）未満の場合は平均を出す際に算入しない。</p>

【例】月給制 每月月末締切、翌月15日払い

4月払報酬：267,000円
 5月払報酬：260,000円
 6月払報酬：253,000円

計 $780,000 \div 3 = 260,000$ 円9月からの標準報酬月額は、
26万円となる。